

# お知らせ

## 国民健康保険

### 入院するときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

国民健康保険加入者は、市に発行する認定証を医療機関の窓口に提示することで、医療費などの軽減が受けられます。

#### ① 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、自己負担限度額は所得区分により異なります。

区分	高額療養費の自己負担限度額	
	3回目まで	過去1年以内に4回以上の場合
一般世帯	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得世帯 (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯もしくは住民税の未申告者がいる世帯)	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

#### ② 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)が住民税非課税の方

入院時の食事代を所得区分が一般の方と比較して減額できます。

所得区分	入院時の食事代(1食あたり)	
	一般の方	260円
70歳未満の住民税非課税の方及び70歳以上の低所得Ⅱの方	90日までの入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

### 《70歳以上の自己負担限度額(月額)》

所得区分	入院時の自己負担限度額
一般の方	44,400円
低所得Ⅱの方	24,600円
低所得Ⅰの方	15,000円

**予約申込方法**  
千葉年金事務所では、予約制による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

相談希望日1ヶ月前から電話または年金相談窓口で受付します。受付の際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容などについて確認させていただきます。

#### 予約時間帯

平日 午前9時半～午後4時半  
(原則第2土曜日)

(いずれも正午～午後1時を除く)

◆ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることを確認できるものを持参し、予約時間までに総合相談窓口にお申し出ください。

◆代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 国民年金

### 予約制による年金相談のご案内

千葉年金事務所では、予約制によ

る年金相談を実施していますので、

ぜひご利用ください。

また、②に該当する世帯の70歳以上の方は、一般の方と比較して、入院時の医療費の自己負担限度額が低くなります。

- ◆手書きに必要なもの
- ・保険証・印鑑(認め印)
- ※1月2日以降に転入された方は「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。
- ★申請先 市民課国民健康保険係 または各出張所

(80)  
1143

後5時(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

予約申込☎043(242)6324

※電話の受付時間は午前8時半～午